

【10】米韓FTA

韓国にとって屈辱的な「米韓FTA」は、国民からも猛反発を受けています。米韓FTAは2011年11月に批准されましたが、発効して1年経過しないうちに養豚業者の7割が廃業に追い込まれました。また韓国は牛肉の消費量の多い国でもあり、BSEに敏感でしたが2012年にアメリカで新たなBSE牛が見つかった際に、ラチェット条項をたてに、輸入禁止ができませんでした。

韓国弁護士会の調査で少なくとも180本の国内法が、米韓FTAによって変えられたことが明らかになりました。ソウル市だけでも132本の条項が変更されました。

国民皆保険制度の韓国でしたが、株式会社経営の病院の参入を認めさせられました。

アメリカの自動車会社からメーカーごとに2万5千台の車を輸入することも義務付けられています。しかも韓国の安全基準ではなく、アメリカの国内基準のため、韓国の排ガス規制はアメリカにあわせて引き下げを余儀なくされました。

2012年9月に韓国政府は、ISDS条項に違反したとして、アメリカの私募債ファンドから訴えられました。政府の株式譲渡の許可が2ヶ月遅れたために、アメリカのファンドに数千億円(日本円換算)の損害が出たことが理由でした。

【11】国民の見えないところで並行協議が進行

日本で2012年に批准されたACTA「模倣品・海賊版拡散防止協定」はTPPの先取りといわれています。オモテむきは知的財産を守るための協定ですが、インターネットの強制切断や、国境警察がパソコン等のファイルを検閲することが認められているため、人権侵害にあたるとしてヨーロッパでは大規模な反対運動の末、批准されませんでした。ACTAはジェネリック医薬品も「模倣品」として取り締まりの対象としています。安価なジェネリック医薬品は、新薬の特許で利益を得たい企業や投資家にとって利益を損なうものだからです。TPPの目玉もまさに、知的財産権です。医薬品やGMなどで多数の特許を取得しているアメリカは、TPPの合意を待たずに、ACTAで同じ効果を取らしたのです。

ACTA以前から、日本には規制緩和の流れが始まっていましたが、今またTisaと呼ばれる協定が

結ばれようとしています。Tisaとは、Trade in Services Agreement の略で、新サービス貿易協定と呼ばれています。サービスとは、農林水産業と製造業以外、例えば医療機関、大学・学校の認定、公共水道、ゴミ処理施設、発電所、放送の許認可等々のほぼ全ての経済活動を指しています。これら公共サービスの民営化以外にも、金融規制柔軟化や非正規労働契約を後退させる条項なども含んでいるといわれ、各国の活動家が警告を発しています。が、こちらもTPP同様、秘密主義が貫かれ、ラチェットルールによって、いったん民営化した公共事業を再度公有化することも認められていません。自由貿易という耳障りのいい言葉のうらに、一国の主権をおびやかす計画が次々に進められています。今後もこれら並行協議に注意が必要です。

【12】TPP交渉差止・違憲訴訟原告募集!

先月24日に山田正彦元農水相が発起人となりTPP交渉差止・違憲訴訟準備会が発足しました。1万人規模の会員と原告を募集しているそうです。代表は原中勝征前日本医師会会長、副代表は加藤好一生活クラブ生協連会長、山本伸司パルシステム生協連理事長、池住義憲立教大大学院特任教授、呼び掛け人は加藤登紀子、宇沢弘文、鈴木宣弘、郭洋春、堤未果、孫崎亨、三宅洋平(敬称略)。TPPと闘う最後の勝負となるかもしれません。ご協力よろしくお願ひ致します。

「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」設立準備会事務局

TEL: 03(5211)6880 FAX: 03(5211)6886

メール: tpikenn@yahoo.co.jp

会員(一口2,000円/年)

賛助団体(賛助金一口10,000円/年)

【本文参考資料・サイト】

- *「TPP秘密交渉の正体」山田正彦 竹書房
- *「TPP某国論」中野剛志 集英社新書
- *「政府は必ず嘘をつく」堤未果 角川SSC新書
- *「サルでもわかるTPP」安田美絵 合同出版
- *欧州1000都市で自由貿易協定反対デモ
http://www.labornet.jp.org/worldnews/korea/knews/00_2014/1413202161044Staff
- *TPP交渉差止・違憲訴訟の会
<http://tpphantai.com/concept/> 他

【1】TPPとは

TPP(環太平洋パートナーシップ協定)とは、関税の撤廃と、関税以外の貿易の障壁・ルールを見直し、はば広い分野で経済連携を目指す自由貿易協定のひとつです。

TPP交渉は農産物や工業製品の取引以外に、医療、介護、公共事業、金融サービス、電子商取引、投資、知的財産、環境・・・等々生活に密着した様々な経済活動が対象とされています。しかし、TPPは完全な秘密協定で、内容の詳細も、交渉経過も明らかにされません。発効してから4年間は秘密保持義務があり、国民の知る権利を侵害しています。

日本は重要5品目(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖とその原料)について、関税撤廃の例外を求めています。平成23年10月TPP協定交渉の分野別状況によれば、「関税の撤廃・削減の対象としない『除外』や、扱いを将来の交渉に先送りする『再協議』はみとめられない」とあり、聖域といわれる重要5品目が、関税撤廃の例外となる可能性は極めて低いと見られています。

【2】TPP交渉国

TPPは2005年にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国により調印され(=「P4」)、2010年にアメリカ、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルーが参加、2012年に、カナダとメキシコが参加。日本は2013年3月に安倍首相が、参加を表明しました。



【3】日本のTPP参加目的

政府の示すTPP参加の目的は主に2つです。輸出強化による「経済効果」と、アジア太平洋地域の経済統合の枠組みづくりをリードするという「政治的意義」です。

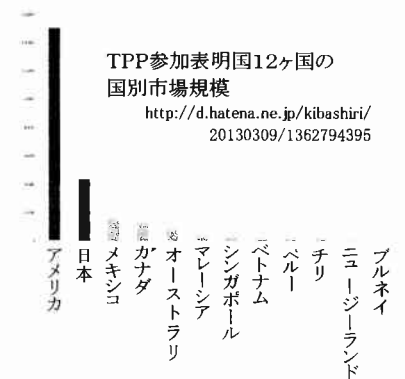
【4】TPP参加は本当にメリットがあるのか

政府試算では、TPP参加によってGDPは、10年で3兆2千億円押し上げられるとされています。1年に換算すると3,200億円です。

一方、全ての関税が撤廃された場合、関税収入はどの程度失われるのか。財務官僚はこの問いに、「毎年7,800億円の財源が関税撤廃によって失われる」と答えています。政府が説明する「GDPが1年で3,200億円増える」というメリットでは、税収のマイナス分すら補えないことが明白です。これでは何のためにTPPに参加するのか分かりません。

また政府試算とは対照的に、900人の研究者からなる「TPP即時脱退を求める大学教員の会」によれば、GDPは10年で4兆8千億円のマイナスになるとの試算が出ています。農林水産業およびその関連産業では190万人の雇用が失われるともあります。政府試算には雇用や為替リスクは加味されていません(10年間の失業率は現状維持、為替も1ドル108円で試算)。これで本当に、TPPによる経済効果は期待できるのでしょうか。

以下は、「TPP参加表明国12ヶ国の国別市場規模」のグラフです。



このグラフから、アメリカや日本に比べ、その他の参加国は市場規模が非常に小さいことがわかります。外需依存度の高い(輸入より輸出に力をいれたい)農業国が多く、これらの国々にとって、穀物自給率が27%の日本は格好の標的です。

また「政治的意義」についても、そもそもアジア太平洋地域を代表する中国・韓国がTPPに参加していません。中国・韓国なくして、日本はアジア太平洋地域の経済統合の枠組みづくりをリードできるのでしょうか。

【5】農業は壊滅的な打撃

現在780%の関税で保護されている日本のコメは、関税撤廃の例外が認められなければ、外国産のコメに価格競争で勝つことはできません。

以下は、カリフォルニア米とベトナムこしひかりの日本での輸入価格です。日本のコメの生産費と比較すると、文字通りケタ違いの安さです。

カリフォルニア米(1俵 60kg)	2,000 円
ベトナムこしひかり(〃)	1,000 円
日本のコメ生産費(〃)	15,000 円

5kgに換算すれば、85円、170円の世界です!
これでは、コメ農家は生き残れません。

さらに、関税撤廃だけでなく、貿易相手国に不利になる助成金や補助金制度もTPPでは撤廃させられます。例えば畜産農家は中小の農場が多いため、TPP発効後に7割の養豚農家が廃業するといわれています。

また重要5品目のひとつサトウキビが関税撤廃されれば、サトウキビ栽培で生活している沖縄や鹿児島、南西諸島の農家にとって死活問題です。沖縄は中小の養豚業者も多いため、ダブルで影響を受けます。もうひとつの砂糖の原料である甜菜の産地・北海道は、関連産業も含め2,500億円の損失が見込まれています。特に十勝地方は壊滅的な打撃を受けると予想されています。

日本の食料自給率は、カロリーベースで現在39%ですがTPP批准後は当初13%へ低下すると試算されていました(現在27%に訂正されています)。食料安全保障上、7割超を外国産に頼る国は、エネルギーの海外依存より、はるかに命の危険にさらされています。

【6】食の安全がおびかされる

自由貿易のさまたげとなるという理由で、食の安全基準が緩和・撤廃されます。例えば遺伝子組み換え(GM)作物や狂牛病(BSE)が懸念される月齢20ヶ月以上の肉牛も無条件受け入れが要求されます。JASや食品衛生法のもとに義務づけられていた、食品表示も認められなくなるため、添加物表示やGM表示も消えます。消費者はおのずと選択の自由を奪われます。食の安全をめざして活動する協同組合等の取り組みは、自由な経済活動を脅かすとして活動そのものがTPPで訴訟対象となる恐れがあります。



アメリカは安全基準を自国に有利にさせるために、コーデックス基準に合わせるように、TPPで求めています。コーデックス基準は、成長ホルモンの投与や放射線照射作物、遺伝子組み換え(GM)食品もOKとしています!

しかもたとえ健康被害が発生しても、被害者側が食品被害によるものと科学的に因果関係を証明できなければ国際裁判で勝つことはできません。

過去にはEUが、成長ホルモンを投与した牛肉を禁輸して米国との裁判で敗れています。

【7】医療制度崩壊

TPPでは規制緩和により医療機関の株式会社化、医療の市場化・営利化が進められます。医療機関が営利を目的にすれば、利益の大きい混合診療や自由診療に重点を置くことが目に見えています。医療費の自己負担が大幅に増え、家計を圧迫するようになれば、民間の保険会社を頼る以外になくなります。アメリカの保険会社はここに大

きな期待を寄せています。アメリカの医療制度の崩壊については、マイケルムーア監督の映画「シッコ」に詳しく描かれています。保険会社が、様々な理由をつけて、保険料の支払いを拒否する姿が赤裸々に映し出されています。

TPPでは薬価や医療機器の薬事規制も撤廃させられます。「**薬価は市場競争原理で決められない**」**とはっきりとうたわれており、国内法で抑えられていた薬価は、TPP発効後、法外な値段で販売されることが考えられます。**アメリカではダミフル1本うつの7万円ともいわれています。またTPPでは特許戦略によって、**安価なジェネリック(後発)医薬品が、事実上消滅すると考えられています。**規制緩和で特許期間を長くしたり、薬効を変えて新薬として特許申請することによって、ジェネリックへの移行を無制限に遅らせることができるためです。

【8】公共事業もTPPの対象

TPPでは公共事業の入札も700万円以上の設計段階から国際入札が可能になります。国内の大手ゼネコンは歓迎するところですが、地元の中小的土建会社は競争入札に勝てず、地方自治体は、法人税収入や雇用の確保が一層厳しさを増します。公共事業は、地方財政の頼みの綱ですが、これが外資や大企業の手に移れば、多くの自治体が財政破綻することは間違いありません。現に自由貿易協定の1つNAFTAを結んだアメリカでは、デトロイト州が財政破綻しました。共和党のリチャード・リオーダ元サンゼルス市長は、「このままでは**全米の9割の自治体が5年以内に破綻する**」との発言もしています。

上下水道といった公営事業も民営化へ加速されます。ボリビアのコチャバンバは、アメリカの大手建設会社ベクテルが水道事業を請負い、1週間で水道料金が4倍になりました。市民は雨水を貯めて対抗しましたが、ベクテル社はボリビア政府に対し、**雨水の使用禁止を法制化しなければISDS条項で訴えると脅しました。**市民の4ヶ月にも及ぶデモでベクテル社は撤退していますが、日本が同じことにならないとはかぎりません。学校、警察、刑務所などありとあらゆる行政サービスも民営化の対象です。公務員さえもクビきりに怯える時代がやってくるかもしれないのです。

【9】ISDS条項・ラチェット条項・非違反提訴とは

ISDS条項とは、「投資家対国家の紛争解決条項」と訳されます。投資家が相手国で自由な経済活動ができない場合に、その国の政府を訴えることができる投資家保護を目的とした条項です。この裁判は当事国では行われず、世界銀行の下部組織である「国際投資紛争解決センター」の仲裁人3名により審査されます。多国籍企業の顧問弁護士100人ほどが持ち回りで仲裁人になり、審査は非公開の中で行われ、仲裁決定のみが言い渡されます。仲裁手数料は時間制で、法外な金額を要求されるため、財政の厳しい国の政府の場合、訴訟維持ができず断念するケースもあるといわれています。しかも仲裁人はアメリカ企業と関係が深く、投資家が敗れることは決してありません。訴えた当の企業の執行役員が仲裁人だったケースでも不服申し立ては却下され、訴えられた政府は巨額の賠償金を支払いました。

また、脱原発に舵をきったドイツは、EUのISDS条項でスウェーデンの電力会社に38億ドルの損害賠償を請求されました。原発の輸出ができなくなり、ビジネスチャンスを失ったという理由で。

「ラチェット条項」も注意が必要です。ラチェットとは「後戻りできない歯車」のことで、一度自由化したら、二度と元の制度に戻すことができないルールです。例えば水道事業を一度民営化したら、公営事業に戻すことはできません。その国が長く培ってきた制度を取り返しのつかないものにするのがラチェット条項です。

さらにひどいのは「非違反提訴」というものです。「非違反提訴」とは、アメリカ企業が当初の想定どおりに利益を上げられなかった場合に、相手国企業を訴えることができるという条項です。こうなるともはやTPPは、アメリカによるアメリカのための自由貿易協定以外の何ものでもありません。

TPP交渉で、「アメリカが日本に求めていることは？」の質問に対し、アメリカの政府要人は、判で押した様に「米韓FTA以上の内容を求める」と答えています。「ISDS条項」も「ラチェット条項」も「非違反提訴」も、アメリカと韓国が結んだ2国間における自由貿易協定、「米韓FTA」に盛り込まれています。TPPが「米韓FTA以上の内容」というならば、TPPでこれらが除外される可能性は極めて小さいと考えられます。